

(仮訳)

2025 年

外国貿易局告示

2025 年 第 1 回

世界貿易機関 (WTO) 農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書を発行する
コーヒー製品の数量割当結果

2023 年商務省規程「2024 年から 2026 年までのコーヒー製品の世界貿易機関 (WTO) 農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書発行」により、コーヒー製品の輸入量および割当原則は年間に 134 トンを限度とし、割当回数は一年間に 3 回と規定し、規定された原則、方法および条件に従い、外国貿易局が割当申請資格者に対し輸入量を割り当て、割当結果を公表すると規定した。外国貿易局が、2025 年第 1 回の割当において、コーヒー製品の割当量 134 トンに対し、輸入量割当申請資格者の申請書提出期間を 2024 年 12 月 2 日から 2024 年 12 月 17 日までの間としたことに従い、

今般、外国貿易局は、世界貿易機関 (WTO) 農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書を発行するに当たり、割当申請者に対して 2025 年第 1 回コーヒー製品の輸入量を割り当てた。輸入実績があるグループの割当申請者は 5 社で、割当申請量は 288.70 トンとなり、割当限度量を超えているため、外国貿易局は申請者に対し 2024 年 6 月から遡った 36 ヶ月間の輸入実績に比例配分して割り当てるが、それぞれの申請量を上限とする。また、一般グループの割当申請者は 30 社で、割当申請量は 1,112.20 トンとなり、割当限度量を超えているため、申請量に比例配分して割り当てた。よって、外国貿易局長は、2023 年商務省規程「2024 年から 2026 年までのコーヒー製品の世界貿易機関 (WTO) 農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書発行」第 6 項の (6) に従い、下記のとおり割当結果を公表する。

第1項 世界貿易機関 (WTO) 農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書を発行するに当たり 2025 年第 1 回コーヒー製品の輸入量の割当は合計 133.999900 トンである。輸入実績があるグループに 93.800000 トン、一般グループに 40.199900 トンに分けて割り当てる。

第2項 第 1 項に基づき、コーヒー製品の輸入割当を受けた者は下記の通りである。

2.1 輸入割当を受けた実績があるグループ

	割当てを受けた者	割当てを受けた数量 (トン)
(1)	COFFEE CONCEPTS RETAIL CO.,LTD.	1.374019
(2)	NESTLE (THAI) COMPANY LIMITED	1.224031
(3)	PIRIYAPUL INTERNATIONAL CO.,LTD.	67.557478
(4)	JACOBS DOUWE EGBERTS TH CO.,LTD.	23.167008
(5)	WEEAT COMPANY LIMITED	0.477463
	合計	93.800000

2.2 輸入割当を受けた一般グループ

	割当てを受けた者	割当てを受けた数量 (トン)
(1)	GLOBAL FOOD PRODUCTS CO.,LTD.	1.537410
(2)	GLOBAL OCEAN FOODS CO.,LTD.	1.537410
(3)	CONNECT & GATHER CO.,LTD.	1.537410
(4)	COSMIC CONCORD CORP.,LTD.	1.537410
(5)	CAMEL COFFEE (THAILAND) CO.,LTD.	1.537410
(6)	CUTE PRODUCTS PLUS CO.,LTD.	1.537410
(7)	KKV SUPPLY CHAIN CO., LTD.	1.537410
(8)	CHEMICO INTER CORPORATION CO.,LTD.	0.457420
(9)	CHAMPS CO.,LTD.	1.537410
(10)	CENTRAL FOOD RETAIL COMPANY LIMITED	0.000000
(11)	CYTECHASIA SOLUTION COMPANY LIMITED	0.764880
(12)	DONKI (THAILAND) CO.,LTD.	1.537410
(13)	THE POSSIBLE COMPANY LIMITED	1.529760
(14)	NUFITECH GROUP COMPANY LIMITED	1.358540
(15)	BONCAFE (THAILAND) CO.,LTD.	1.537410
(16)	BESTA INTERNATIONAL COMPANY LIMITED	1.537410
(17)	BLACK CANYON (THAILAND) COMPANY LIMITED	1.537410
(18)	PRAIRIE MARKETING LIMITED	1.537410
(19)	RENOVA FOODS COMPANY LIMITED	1.537410
(20)	LINTAS ERA COMPANY LIMITED	1.537410
(21)	V EAT GLOBAL CO., LTD.	1.537410
(22)	WORLDWIDE COFFEE GROUP CO.,LTD.	0.084140
(23)	CENTRAL DEPARTMENT STORE LTD.	0.652380
(24)	HONEST TRADING CO.,LTD.	1.529760
(25)	ALPHA SCIENCE CO.,LTD.	1.537410
(26)	RG FOOD INTERNATIONAL CO., LTD.	1.537410
(27)	ITALASIA TRADING (THAILAND) CO., LTD.	1.537410
(28)	ATP INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.	1.537410
(29)	M.A.I.F.TRADING COMPANY LIMITED	1.537410
(30)	I PLUS SUPPLIES CO.,LTD.	1.537410
	合計	40.199900

第1項 第2項により割当を受けた者は、外国貿易に対し、外国貿易局が認証した輸入コーヒー製品の証明書発行電子システムを通じて、世界貿易機関（WTO）農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書を取得し、輸入時に関税局に提示するために 2025 年 12 月 31 日まで割当内関税支払い権利取得証明書を使用することが可能。

以上を現在より適用する。

2025 年 2 月 3 日公布

—署名—

(アラダー・フアーントーン)

外国貿易局長

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 2 月 3 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

<https://www.dft.go.th/th-th/Information/show-import-export-volume/ArticleId/28869/28869>